

36 学部・予科・専門部・工業専門学校授業料等増額にともなう学則改正の件認可

〔昭和二十一年二月〕

(注記1) 昭和二十年十一月十六日起案(抹消)施行前要再会(出見)(注記2)

昭和二十年十一月二十七日

理事官 (高山)

(辰原) 大学教育課長 (鍛木)

(注記3) 次長 (田中)

学校教育局長 (田中) (山下) (豊田)

専門教育課長 (武田) (佐藤) 督学官 (田中)

次官 (大村)

文書課長 (西崎) (内藤) (注記4)

学則変更認可ノ件

指令案

中央大学、中央大学専門部及中央

工業専門学校設立者

財団法人 中央大学

昭和二十年二月一日附申請学則中変更ノ件認可ス

(加筆) (加筆) (加筆) (二十)年(三)月(三十一)日

文部大臣

備考

学校財政ノ基礎ヲ確立スルト共ニ教職員ノ優遇ヲ図ル為左ノ如ク授業料等ヲ増額(抹消)セントスルモノナリ

一、授業料	現在	変更	増額
(一)学部	昼 一八〇円	二八〇円	一〇〇円
	夜 一五〇円	二五〇円	一〇〇円
(二)予科	昼 一五〇円	二五〇円	一〇〇円
	夜 一二〇円	二二〇円	一〇〇円
(三)専門部	昼 一五〇円	二五〇円	一〇〇円
	夜 一二〇円	二二〇円	一〇〇円
(四)工業専門学校	昼 二二〇円	二八〇円	六〇円
二、入学生			
学部、予科、及専門部	各五円ヲ十円ニ		
三、尚現ニ在学スル学徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外各増額ノ半額ヲ徴収ス			

昭和二十年二月一日 (注記6)

中央大学学長 林 頼三郎 印

(注記7) 文部大臣 二宮治重殿

学則改正ニ関スル件

(注記8) 本大学学則左ノ通り改正シ昭和二十年四月ヨリ適用致度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

中央大学学則中改正案

〔加筆〕一、第十三条中「但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料

金十円ヲ納ムヘシ」トアルヲ「但シ銓衡ヲ要スル場合

ニハ同時ニ銓衡料金十円ヲ納ムヘシ」ニ改ム

〔加筆〕二、第三十一条中「金五円」ヲ「金十円」ニ改ム

〔加筆〕三、第三十二条中「金百八十円」ヲ「金二百八十円」ニ

「金百五十円」ヲ「金二百五十円」ニ改メ期納額ヲ左

ノ通り改ム

昼間部 夜間部

第一期 四月 金百円 金九十円

第二期 八月 金九十円 金八十円

第三期 十二月 金九十円 金八十円

〔加筆〕四、第五十四条中「金五円」ヲ「金十円」ニ改ム

〔加筆〕五、第五十五条中「金百五十円」ヲ「二百五十円」ニ「金

百二十円」ヲ「二百二十円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り

改ム

第一子科 第二子科

第一期 四月 金九十円 金八十円

第二期 八月 金八十円 金七十円

第三期 十二月 金八十円 金七十円

〔加筆〕六、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本則改正ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本

則改正ノ際現ニ在学スル学生生徒ノ授業料ハ旧規程ニ

依ルノ外年額金五十円ヲ増徴シ第一期金二十円第二期

及第三期各金十五円ヲ納付セシム

昭和二十年二月一日

中央大学専門部代表

林 頼三郎 印

文部大臣 一宮治重殿

学則改正ニ関スル件

本学専門部学則左ノ通り改正シ昭和二十年四月ヨリ適用致

度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

中央大学専門部学則中改正案

〔加筆〕一、第十一条中「但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料

金五円ヲ納ムヘシ」トアルヲ「但シ銓衡ヲ要スル場合

ニハ同時ニ銓衡料金十円ヲ納ムヘシ」ニ改ム

〔加筆〕二、第二十九条中「金五円」ヲ「金十円」ニ

〔加筆〕三、第三十条中「金百五十円」ヲ「金二百五十円」ニ「金

百二十円」ヲ「金二百二十円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通

リ改ム

昼間部 夜間部

第一期 四月 金九十円 金八十円

第二期 八月 金八十円 金七十円

第三期 十二月 金八十円 金七十円

〔加筆〕四、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

(注記9)

本則改正ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現ニ在学スル生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外年額金五十円ヲ増徴シ第一期金二十円第二期及第三期各金十五円ヲ納付セシム

昭和二十年二月一日

中央工業専門学校長

林頼三郎 印

文部大臣 二宮治重殿

校則改正ニ関スル件

(注記10) 本校校則左ノ通り改正シ昭和二十年四月ヨリ適用致度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

中央工業専門学校学則中改正案

第三十一条中「二百二十円」ヲ「金二百八十円」ニ改メ期納額

ヲ左ノ通り改ム

第一期 四月 金百円

第二期 八月 金九十円

第三期 十二月 金九十円

(注記11) 附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本則改正ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正ノ際現ニ在学スル生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外年額金三十円ヲ増徴シ各納期ニ金十円ヲ納付セシム

理由

(注記12) 客年文部省通牒ニ依リ本学学生生徒ノ定員ハ減少セラレ第一予科及第二予科ノ募集定員何レモ百六十名宛トナリ従来ノ各四百四十名ニ対シ約三分ノ一トナリ学部亦從テ従来ノ三分ノ一程度ニ減少セリ専門部ニ於テモ亦同様定員二分ノ一ニ減少セラレタル結果募集定員昼夜ヲ通シテ七百五十名トナリ一学年二学年三年

学年ヲ通算スレハ相当數ノ減員ヲ来シタル結果授業料其ノ他学学生徒収入ニ莫大ナル減少ヲ見ルニ至レリ之レニ加フルニ客年生徒ニ対スル徵集猶予ノ撤廃アリ又徵兵年齢一岁以下ノ影響ハ在学中一、二年生ニ於テ約二分ノ一程度ニ三年生ニ於テ約四分ノ一程度ニ減少スル情況ニシテ之カタメ生スル減収モ亦多大ナルモノアリ、昭和十九年度学生生徒収入ハ別表ノ如ク大凡昭和十八年收入百参拾五万余ニ比シ八十五万程度ノ大減収ヲ予想セサル可カラサル現況ニ在リ昭和二十年収入ハ更ニ減シテ三十九万五円トル計算ニシテ昭和十八年度ニ比シ約百万円ノ減収ヲ来スノ予想ニ有之候仍テ昨年度ニ於テハ教職員ノ一大整理ヲ為シ学生生徒費及其他諸費ニ対シテモ徹底的削減ヲ加ヘタルモ之等整理ニ因ル節約額ハ僅カニ三十万円程度ニ止マリ前記減収ヲ

填補スルニ足ラス到底此ノ如キ消極的整理ニテハ収支ノ均衡ヲ保ツ能ハサルハ明白ナルヲ以テ之カ対策トシテ一面ニ於テハ学員其ノ他篤志家ヨリ寄附金ヲ募集シ又財団法人ヨリモ相当ナル補助増額ヲ為シ減収ノ填補ニ努メタルモ此ノ如キ方法ヲ採ルモ尚収支ノ均衡上遺憾ノ点アルヲ以テ茲ニ止ム得ス授業料其ノ他ヲ増額シテ収入ノ經常的增加ヲ計リ学校財政ノ基礎ヲ確立スル



合計	学部			専門部			予科	
	計	三	二	計	三	二	計	二
	二七	五	一六	一五	二〇	四〇	八	〇
	二七	五	一六	一三	一七	三〇	五	五
	夜	昼	夜	夜	昼	夜	夜	昼
	二〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
	二六,七〇〇,〇〇〇	三三,一〇〇,〇〇〇	二七,二〇〇,〇〇〇	二六,七〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇,〇〇〇	二七,〇〇〇,〇〇〇	二六,七〇〇,〇〇〇	二六,〇〇〇,〇〇〇
	三三三,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇,〇〇〇
	二八,〇〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,二五〇,〇〇〇	二八,〇〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,二五〇,〇〇〇	二八,〇〇〇,〇〇〇	二,四〇〇,〇〇〇

昭和二十一年度新規程  
授業料収入額調書

科別 年次	予科		専門部			人員	授業料
	二	一	計	三	二		
昼	一六	〇	一六	一五	二〇	五	四〇,〇〇〇,〇〇〇
夜	一六	〇	一六	一三	一五	五	二〇,〇〇〇,〇〇〇
授業料	夜	昼	夜	夜	昼	夜	昼
額	三三〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	二六,〇〇〇,〇〇〇	三三,一〇〇,〇〇〇	二七,二〇〇,〇〇〇	二六,七〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇,〇〇〇	二七,〇〇〇,〇〇〇	二六,〇〇〇,〇〇〇
	三三三,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇
	二八,〇〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,二五〇,〇〇〇	二八,〇〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,二五〇,〇〇〇	二八,〇〇〇,〇〇〇

合計	学部
計	三
二七	二七
夜	夜
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
六,二二〇,〇〇〇	六,二二〇,〇〇〇
三三三,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇
二八,〇〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇,〇〇〇

昭和二十二年新規程  
授業料収入額調書

合計	学部			専門部			予科		科別 年次	人員	授業料
	計	三	二	計	三	二	計	二			
	二七	五	一六	一五	二〇	四〇	八	〇	昼	一六	四〇,〇〇〇,〇〇〇
	二七	五	一六	一三	一七	三〇	五	五	夜	一六	二〇,〇〇〇,〇〇〇
	夜	昼	夜	夜	昼	夜	夜	昼	授業料	夜	三三〇,〇〇〇
	二〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	額	夜	三三〇,〇〇〇
	二六,七〇〇,〇〇〇	三三,一〇〇,〇〇〇	二七,二〇〇,〇〇〇	二六,七〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇,〇〇〇	二七,〇〇〇,〇〇〇	二六,七〇〇,〇〇〇	二六,〇〇〇,〇〇〇		昼	四〇,〇〇〇,〇〇〇
	三三三,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇,〇〇〇		夜	二〇,〇〇〇,〇〇〇
	二八,〇〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,二五〇,〇〇〇	二八,〇〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,二五〇,〇〇〇	二八,〇〇〇,〇〇〇	二,四〇〇,〇〇〇		計	七七,〇〇〇,〇〇〇

昭和十九年度中央大学収入予算

学部専門部  
収入経常部

科	科目	十二月末迄 収入額	自一月末迄 収入額	計
第一款	学部専門部収入	四〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇三,九六八,〇〇〇	五〇五,〇〇〇,〇〇〇
第二項	入学金	三九,八〇〇,〇〇〇	九六,三三三,〇〇〇	四三六,二二七,〇〇〇
第三項	入学検定料	八,五七五,〇〇〇	〃	八,五七五,〇〇〇
第四項	追試験料	二六,八七五,〇〇〇	〃	二六,八七五,〇〇〇
第五項	雑入	四,〇〇〇,〇〇〇	〃	四,〇〇〇,〇〇〇
		三三,六五〇,〇〇〇	六六,三三三,〇〇〇	二九,二八七,〇〇〇

(表紙)

中央大学学則  
大学部  
専門部

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別テ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ

合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一部 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

科目	第一学年			第二学年			第三学年		
	数	時間	授業	数	時間	授業	数	時間	授業
憲 法	三		行 政 法	二		行 政 法	二		二
民法第一部(総則)	六		民法第三部(親族)	三		商法第二部(手形法)	二		二
民法第二部(債權)	五		商法第一部(商法総則)	四		商法第三部(海商法)	二		二
刑 法	三		刑 法	二		財 政 学	二		二
日本法制史	二		民事手続法(五編乃至)	四		民事手続法(六以下)	三		三

経済学	二	刑事訴訟法	三	統制法規概論	二
外国法 <small>(英)</small>	二	国際公法	二	法律哲学	二
共栄圏状勢概論	二	外国法 <small>(英)</small>	二	外国法 <small>(英)</small>	二
東亜法制概論	二	欧羅巴法制概論	二	民事演習	二
教 練	四	教 練	四	刑事演習	二
軍事学	一			英米法制概論	二
				教 練	四

必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ選定シ届出ルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ

随意科目

社会学	二	西洋法制史	二	国際私法	二
倫理学 <small>(東洋)</small>	二	倫理学 <small>(西洋)</small>	二	国 史	二
外国語 <small>(支那語等)</small>	二	経済政策	二	社会政策	二
		刑事政策	二	政治学	二
		外国語 <small>(支那語等)</small>	二	外国語 <small>(支那語等)</small>	三

中等学校公民科教員無試験検定希望者ハ社会学倫理学(東洋西洋)経済政策社会政策ヲ必修スルコトヲ要ス

第二 経済学部

第一学年	第二学年	第三学年
必修科目	必修科目	必修科目
経済原論	経済学史	経済政策 <small>(工業)</small>
二	二	二
日本経済史	経済政策 <small>(農業)</small>	経済政策 <small>(交際)</small>
二	二	二

毎週授業時間数

地政学	二	経済政策 <small>(商業)</small>	二	財政学	二
金融論	三	証券論	二	西洋経済事情	二
統計学	二	簿記原理	二	政治学	二
簿記原理	二	簿記 <small>(商業)</small>	二	政治学	三
配給経済論	二	簿記 <small>(工業簿記)</small>	二	演習 <small>(経済)</small>	二
経営経済学	二	簿記 <small>(原価計算及)</small>	二	演習 <small>(商業)</small>	二
外国語 <small>(英語)</small>	二	簿記 <small>(英語)</small>	二	外国語 <small>(英語)</small>	二
共栄圏情勢概論	二	民法 <small>(総則・債権)</small>	二	商法 <small>(海商・手形)</small>	二
憲 法	三	民法 <small>(総則・物権)</small>	四	商法 <small>(銀行・会社)</small>	二
民法 <small>(総則・物権)</small>	四	商法 <small>(総則・債権)</small>	二	国際経済論	二
教 練	四	教 練	四	教 練	四
軍事学	一				

必修科目中外国語経済書ハ入学ノ始ニ於テ英語経済書独語経済書ノ一ヲ選定シ届出ルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ

随意科目

社会学	二	西洋経済史	二	信託論	二
倫理学 <small>(東洋)</small>	二	倫理学 <small>(西洋)</small>	二	工業概論	二
刑法	二	行政法	二	工業所有権法	二
外国語 <small>(支那語等)</small>	二	民法 <small>(親族法)</small>	三	社会政策	二
		民法 <small>(相続法)</small>	二	工業所有権法	二
		外国語 <small>(支那語等)</small>	二	外国語 <small>(支那語等)</small>	二





一 予科卒業者

二 高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認メタル者

三 旧大学部卒業者及ヒ専門部卒業者但シ大正七年度省令

第三号第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年度

文部省令第三号第二号第三号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

第十二条 同等学校ニ於テ第二年度以上ニ在学シ転学スル者ハ

相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差

出スヘシ但シ<sup>(抹消)</sup>(試験)<sup>(加筆・朱書)</sup>(銓衡)ヲ要スル場合ニハ同時ニ<sup>(抹消)</sup>(受験)<sup>(加筆・朱書)</sup>(銓衡)料金十円ヲ納ムヘシ

第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条第二十二條第二

項又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在

学証ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内

ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキ

モノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前條ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞

ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費<sup>(マ)</sup>、生貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十八條ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間出席シ又ハ正當ノ理由ナク一個月以上欠席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ

受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認めタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試 験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金三円ヲ納ムヘシ、但シ総額

金十円ヲ超ユルコトナシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコト

ヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但

シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試

験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコト

ヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ滿ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試

験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ

得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ

ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十二條又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ

付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ

通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第二十九条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタ

ル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金(抹消)

(加筆・朱書)十円ヲ納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ一学年昼間部(抹消)ハ金(加筆・朱書)百八十円

円(加筆・朱書)夜間部(抹消)ハ金(加筆・朱書)百五十円(加筆・朱書)トシ左ノ三期ニ之

ヲ納ムヘシ

昼間部

第一期四月 金(抹消)七十円(加筆・朱書) 金(抹消)六十円(加筆・朱書)

第二期(九)金(抹消)六十円(加筆・朱書) 金(抹消)五十円(加筆・朱書)

第三期(二)金(抹消)五十円(加筆・朱書) 金(抹消)四十円(加筆・朱書)

夜間部

第一期四月 金(抹消)七十円(加筆・朱書) 金(抹消)六十円(加筆・朱書)

第二期(九)金(抹消)六十円(加筆・朱書) 金(抹消)五十円(加筆・朱書)

第三期(二)金(抹消)五十円(加筆・朱書) 金(抹消)四十円(加筆・朱書)

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前

及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サシムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究科トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ一学年金百二十円ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年内月額金七十五円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ年限ヲ延長ス

ルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一予科

歴	第一学年		第二学年		第三学年	
	史	五歴	史	五歴	史	五歴
科目	身	身	身	身	身	身
修	一	一	一	一	一	一
国語、漢文	六	五	五	五	五	五
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)
授業時間数	毎週	毎週	毎週	毎週	毎週	毎週

地理	二	心理、論理	二	哲学概説	二
数学	二	数学	一	心理、論理	二
自然科学	二	自然科学	二	法制、経済	四
体育	二	体育	二	体育	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

科目	第一学年		第二学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一	一	修身	一
国語、漢文	五	五	国語、漢文	五
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	第一外国語(英若ハ独)	一〇
第二外国語(英、独、仏)	(二)	(二)	第二外国語(英、独、仏)	(二)
歴史	五	歴史	二	
心理、論理	二	哲学概説	二	
数学	一	心理、論理	二	
自然科学	二	法制、経済	四	
体育	二	体育	二	

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之

ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校四学年終了程度ノ試験檢

定ノ上之ヲ許可ス

第一予科、第二予科

一 中等学校四学年修了者

二 高等学校尋常科修了者

三 高等学校高等科入学資格試験合格者

四 専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ檢定シタル者

ル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 削除

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ

許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準

用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ

受クル者ハ一科目ニ付受験料金二円ヲ納ムベシ但シ総額金十

円ヲ超ユルコトナシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ

表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコ

トヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓

定ノ上之ヲ許可ス

衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

#### 第四節 学 費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年第一予科ハ金<sup>(抹消)</sup>〔百五十円〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔二百五十円〕第二予科ハ金<sup>(抹消)</sup>〔百二十円〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔二百二十円〕トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

#### 第一予科

#### 第二予科

第一期四月 金<sup>(抹消)</sup>〔六十〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔九十〕円

第二期<sup>(抹消)</sup>〔九〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔八〕月 金<sup>(抹消)</sup>〔五十〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔八十〕円

第三期<sup>(抹消)</sup>〔一〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔十二〕月 金<sup>(抹消)</sup>〔四十〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔八十〕円

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

#### 第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年間額金五百円ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

#### 第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間額金五百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ従フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

#### 第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

## 第八章 懲 戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リテ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ

ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

## 附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間數ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ在スル各学部第二学年並法文学部第三学年ノ学生ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生、生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現在スル学生生徒ノ授業料、攻究科ハ従前ノ規程ニ依ル予科ヲ修了シ学部ニ入学スル者ニ付テハ改正額ニ依ル

(加筆・朱書)

本則改正ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正ノ際現ニ在学スル学生生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外年額金五十円ヲ増徴シ第一期金二十円第二期及第三期各金十五円ヲ納付セシム

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス  
 第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験

ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス  
 第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間左ノ如シ

第一 法学科

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間(毎週)	科目	授業時間(毎週)	科目	授業時間(毎週)
修身	一		修身	一	修身	一
憲法	三		行政法	二	行政法	二
法学通論	二		民法第三部(親族相続)	三	民法第二部(手形法小切手)	二
民法第一部(総則物權)	六		商法第一部(商法総則会社除ク)	四	商法第三部(海商法保險法)	二
民法第二部(債權)	四		民法第一編(民事訴訟法)	四	民法第二部(民事訴訟法)	三
刑法	三		刑法	二	統制法規概論	二
経済学	二		刑事訴訟法	三	財政学	二
論理心理	二		共栄圏状勢概論	二	国史	二

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時間	科目	時間	科目	時間
修身	一	修	一	修	一	修
經濟原論	二	經濟学史	二	經濟政策(工業)	二	經濟政策(工業)
日本經濟史	二	經濟政策(農業)	二	經濟政策(交通)	二	經濟政策(交通)
金融論	三	經濟政策(商業)	二	財政学	二	財政学
統計学	二	經營經濟学	二	配給經濟学	二	配給經濟学
地政学	二	証券論	二	經濟統制論	二	經濟統制論

第二 經濟学科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時間	科目	時間	科目	時間
日本法制史	二	國際公法	二	法律哲学	二	法律哲学
社会学	二	西洋法制史	二	國際私法	二	國際私法
大東亞法制概論	二	歐羅巴法制概論	二	英米法制概論	二	英米法制概論
外国語(支那語等)	二	外国語(支那語等)	二	外国語(支那語等)	二	外国語(支那語等)

必修科目中外国語ハ入学ノ始ニ於テ英語独語ノ一ヲ選定シ届出スル  
コトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ

隨意科目

兵軍器事	兵軍器事	兵軍器事	兵軍器事
学学	学学	学学	学学
一	一	一	一
四	四	四	四

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時間	科目	時間	科目	時間
修身	一	修	一	修	一	修
商業概論	二	經營經濟学	二	會計学	二	會計学
簿記(中学出)	二	簿記(原価計算)	三	監査論	一	監査論

第三 商学科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時間	科目	時間	科目	時間
簿記原理	二	應用簿記(原価計 業簿記)	二	會計学	二	會計学
憲法	三	共栄閣情勢概論	二	政治学	二	政治学
法学通論	二	民法(債権)	二	商法(海商・手形)	二	商法(海商・手形)
民法(総則・物權)	四	商法(総則・會社商行為)	二	統制法規概論	二	統制法規概論
論理心理	二	哲学概論	二	外国語(英語)	四	外国語(英語)
外国語(英語)	四	外国語(英語)	四	外国語(英語)	四	外国語(英語)
教練	七	教練	四	教練	一	教練
兵軍器事	一	兵軍器事	一	兵軍器事	一	兵軍器事
学学	学学	学学	学学	学学	学学	学学

必修科目中外国語ハ入学ノ始ニ於テ英語独語ノ一ヲ選定シ届出ルコ  
トヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ

隨意科目

刑法	二	民法(親族法)	三	社会学	二	社会学
外国語(支那語等)	二	行政法	二	保險学	二	保險学
外国語(支那語等)	二	商業数学(珠算ヲ 含ム)	二	外国語(支那語等)	二	外国語(支那語等)





第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内

ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキ

モノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滯

ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ届

出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修

学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保

証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十六条ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ

得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人

連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間闕席シ又

ハ正當ノ事由ナク一個月以上闕席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準

用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分

ヲ受ケタル者四個月以上ヲ經過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認

メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

### 第三節 試 験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受ケタル者ハ一科目ニ付受験料金三円ヲ納ムヘシ、但シ総額

金十円ヲ超ユルコトナシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受ケタルコ

トヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受ケタルコトヲ得ス但

シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試

験ヲ受ケタルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ

得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ滿ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

#### 第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金〔(抹消)五〕〔(加筆・朱書)十〕円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年昼間部ハ金〔(抹消)百五十円〕〔(加筆・朱書)二百五十円〕、夜間部ハ金〔(抹消)百二十円〕〔(加筆・朱書)二百二十円〕トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

第一期四月 昼間部 金〔(抹消)六十七〕〔(加筆・朱書)九十七〕円 夜間部 金〔(抹消)五十一〕〔(加筆・朱書)八十一〕円

第二期〔(抹消)九〕〔(加筆・朱書)八〕月 金〔(抹消)五十〕〔(加筆・朱書)八十〕円  
第三期〔(抹消)二〕〔(加筆・朱書)一〕月 金〔(抹消)四十〕〔(加筆・朱書)八十〕円 金〔(抹消)三十〕〔(加筆・朱書)七十〕円  
第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除セス

第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス  
第三十三条 削除

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス  
第五節 給費及生モ特待生

第三十五条 学長ハ学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年年間額金五百円ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

#### 第六節 貸費生及ヒ留學生

第三十八条 学長ハ学生中學術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金五百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署

シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ

毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ

疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ

研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ

留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

### 第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚

ホ深邃ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科

目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法

訴訟法 国際法 政治学 経済学 財政学

商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトア

ルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院

又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者

ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學歷アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 削除

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之

ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年百円トシ左ノ三期ニ之ヲ

納ムヘシ

第一期 四月 (金四十円)

第二期 九月 (金三十五円)

第三期 一月 (金二十五円)

第三十一条第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学

ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ

更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金ニ

十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学士、中央大学商業学士ノ称号ヲ認許ス

#### 第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帶セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超ユ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

#### 第五章 懲戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

#### 附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則改正ノ際現ニ存スル各学科第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十一年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五十三條ハ昭和十一年十二月十日以降入学シタル者ニ又第五十七條ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者ニ之ヲ適用ス

- 一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現在スル生徒ノ授業料ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現在スル生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外年額金五十円ヲ増徴シ第一期金二十円第二期及第三期各金十五円ヲ納付セシム

(裏表紙)

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十九年八月 中 央 大 学

(表紙)

昭和十九年四月

中央工業専門学校学則

中央工業専門学校学則

第一章 総則

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ工業ニ須要ナル高等ノ學術技芸ヲ教授シ皇国民タル資格ヲ練成スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ノ学科及生徒定員左ノ如シ

機 械 科 一〇〇名

航空機科 一〇〇名

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一期 自四月一日 至八月三十一日

第二期 自九月一日 至十二月三十一日

第三期 自一月一日 至三月三十一日

第五条 休業日ハ左ノ通りトス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルベシ

四月一日ヨリ五日ニ至ル

七月二十一日ヨリ八月二十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

本校創立記念日(三月十三日)

第六条 本校ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第二十八条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第二十八條ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依

リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六條(マ) 各科ノ修業期間ヲ三学年トス

第二章 学科課程

第七條 各学年ノ学科目及毎週教授時数ハ左ノ如シ但シ学校長

ニ於テ必要ト認ムル場合ハ各学科目ノ毎週教授時数ハ其  
 学科目ノ総教授時数ヲ短縮セザル範圍ニ於テ臨時之ヲ變  
 更シ又ハ休業期間ニ於テ演習、実験、実習及教練ヲ課シ  
 若ハ特別講義ヲ課スルコトアルベシ

本校ノ授業時間ハ午前八時ヨリ午後五時ノ間ニ於テ之ヲ  
 行フ但シ、学校長ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ二時間  
 以内ヲ増加スルコトヲ得

第八條 各科ノ学科課程、其ノ配当及授業時間左ノ如シ

機械科

学科目	総教授時数	毎週教授時数			備考
		第一学年	第二学年	第三学年	
道義	一〇五	一	一	一	
人文	一四〇	二	二	一	
教練	三一五	三	三	三	
体練	二二〇	二	二	二	
数学	二八〇	四	二	二	
物理学	三一五	四	四	一	力学及実験ヲ含ム
化学	一〇五	三	一	一	実験ヲ含ム
材料力学	一四〇	一	二	一	
工業材料	一〇五	二	一	一	
精密測定	一四〇	一	二	二	

電気	七〇	一	一	二	
熱機関	一四〇	一	二	一	熱力学ヲ含ム
水力機械	七〇	一	二	一	水力学ヲ含ム
機械設計	一四〇	二	二	一	機構学ヲ含ム
機械工作	二一〇	二	二	二	精密工作、多量生産工場設備ニモ及ブ
工業経営	一〇五	一	一	三	
増課	一七五	一	一	五	暖房冷凍圧縮機等
設計製図	六三〇	六	六	六	
実験実習	七〇〇	六	六	八	電気実験ヲ含ム
定時修練	五二五	五	五	五	
外国語	二二〇	二	二	二	英語
計	四、八三〇	四六	四六	四六	

随意科目

外国語(英独仏)	二教育	二学	二教授	二法	二
外国語(支南方語)	二	二	二	二	二
外国語(支南方語)	二	二	二	二	二
外国語(支南方語)	二	二	二	二	二

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限リ必修トス

航空機科

科目	総教授時数	毎週教授時数			備考
		第一学年	第二学年	第三学年	
道義	一〇五	一	一	一	
人文	一四〇	二	二	一	

随意科目

外国語(英独仏) (支南方語)	二	教 育 学	二	教 授 法	二
外国語(英独仏) (支南方語)	二	外国語(英独仏) (支南方語)	二		二

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限り必修トス。

第三章 入学、休学、退学及除名

第九条 入学ヲ許可スベキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トシ其ノ

資格左ノ如シ、但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一、中学校卒業者及第四年修了者

二、高等学校尋常科修了者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

四、高等学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

五、其ノ他文部大臣ニ於テ中等学校第四学年修了者ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ト指定シタル者

第十条 入学志願者定員ヲ超過シタル場合ニハ入学試験ヲ課ス

第十一条 同等ノ学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者

ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得、学科課程中他校ニ於テ終了セザル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フベシ

第十二条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差

計	外国語	定時修練	実験実習	設計製図	増課	工業経営	飛行機工作	飛行機設計	飛行機備装	発動機	飛行機構造強度	電気	飛行機材料	航空力学	物理学	体 練	教 練
四、八三〇	二一〇	五二五	五二五	七〇〇	一〇五	一〇五	二二〇	二二〇	一〇五	七〇	二二〇	七〇	一〇五	二四五	三一五	二一〇	三一五
四六	二	五	五	六	一	一	二	二	一	一	二	一	二	五	五	二	三
四六	二	五	五	六	一	一	二	二	一	一	二	一	三	四	五	二	三
四六	二	五	五	八	三	三	二	二	二	二	二	二	一	一	一	二	三
			機体製作実験発動機 実験風洞実験振動実 験強度実験木槽実験 等ヲ含ム				生産工学及測定ヲ含 ム		航空計器附属器械及 艙装ヲ含ム		飛行機構造、構造力 学及材料力学、振動 ヲ含ム		化学ヲ加味ス	剛体力学飛行機力学 及空気力学ヲ含ム	力学及実験ヲ含ム		



出スベシ、但シ試験ヲ要スル場合ハ同時ニ受験料拾円ヲ納ムベシ

第十三条 入学期ハ学年ノ始メトス但シ第十一条、第二十一条

第二項又ハ第二十二條ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限リニ在ラズ

第十四条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証書ヲ差出スベシ

第十五条 保証人ハ成年者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内

ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スベキモノトス

第十六条 保証人死亡シ又ハ前條ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞

ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スベシ保証人ノ變更アリタルトキ亦同ジ

保証人住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツベシ

第十七条 疾病其ノ他止ムヲ得ザル事故ニ因リ滿二ヶ月以上修

学スル能ハザルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添付シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ

得前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者、休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ、原級ニ入り修学スルコトヲ得

ルコトヲ得

第十八条 給費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十九条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者、及び召集中ノ者ハ其

ノ期限第十七條ニ準ジテ休学シ滿期後直チニ原級ニ復スルコトヲ得、

第二十条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セムトスル者ハ保証人連署ノ上届出ツベシ

第二十一条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一、学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ依リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二、出席常ナラザル者

三、何等ノ理由ヲ以テスルニ拘ラズ引続キ一年間欠席シ又ハ正當ノ事由ナク一箇月以上欠席シタル者

第二十条ノ規定ハ前項ニ因リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十二条 第四十五条又ハ第四十六条ノ規定ニ依リ退学処分

ヲ受ケタルモノ四箇月以上ヲ經過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルベシ

#### 第四章 試験

第二十三条 試験ハ学年試験及卒業試験トス、学年試験ハ毎学年末ニ行ヒ卒業試験ハ第三学年ノ終リニ之ヲ行フ

第二十三条ノ二 病氣其ノ他相当ノ理由ニ依リ試験ヲ受クルコト能ハザル者ニ對シテハ銓衡ノ上追試験ヲ行フコトアルベシ

ベシ

追試験ニ関スル細則ハ別ニ之レヲ定ム

第二十四条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十五条 試験ノ成績ハ各科目ニ付六十点以上ヲ得タルモノ

ヲ以テ合格トス

第二十六条 授業ヲ受ケタル科目ニアラザレバ試験ヲ受クルコトヲ得ズ

休学シタルモノハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ズ但シ第十九条ニ定メタル休学者ハ此ノ限りニ非ズ  
 第十七条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十七条 或ル科目ニ就キ三箇年内ニ試験ニ合格セザル者へ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ズ試験ヲ受ケズシテ在学スル者亦同ジ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規程ニ拘ラズ其ノ追試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十三条第十三条ノ規定ニ依リ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スベカリシ期間在学シタルモノトシテ在学期間ヲ計算ス

第二十一条又ハ第二十二条ノ規定ニ依リテ再入学シタルモノニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス、但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハコノ限りニ非ズ

第二十八条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニ非ラザレバ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

## 第五章 学費

第三十条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金拾円ヲ納ムベシ

第三十一条 授業料ハ一学年ハ〔抹消〕〔加筆・朱書〕  
 〔八拾〕〔百〕円ト

シ左ノ三期ニ之レヲ納ムベシ

第一期 四月 金〔抹消〕〔加筆・朱書〕  
 〔八拾〕〔百〕円

第二期 〔抹消〕〔加筆・朱書〕 金〔抹消〕〔加筆・朱書〕  
 〔九〕〔八〕月 〔八拾〕〔九十〕円

第三期 〔抹消〕〔加筆・朱書〕 金〔抹消〕〔加筆・朱書〕  
 〔二〕〔十二〕月 〔六拾〕〔九十〕円

第三十二条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者特ニ入学前及退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十三条 在学中ハ欠席シタルトキト雖授業料ヲ免除セズ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セズ

## 第六章 給費生及特待生

第三十五条 校長ハ生徒中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該年間額金五百円ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セザル事実アルトキハ直チニ之ヲ免ズ

## 第七章 生徒心得

第三十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、靴又ハ上草履ヲ用

フベシ

第三十九条 登校スルトキハ生徒証ヲ携帯スベシ之ヲ携帯セザルトキハ退場ヲ命スルコトアルベシ

第四十条 授業中ハ勿論放課中タリト雖秩序ヲ重ンジ静肅ヲ旨トシ喧噪ノ所為アルベカラズ

第四十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得ザル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クベシ

第四十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツベシ

第四十三条 三日以上欠席セムトスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツベシ但シ七日以上欠席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第四十四条 欠席届出ノ日数ハ一箇月ヲ超ユルコトヲ得ズ若シ一箇月ヲ超エ事由尚ホ止マザルトキハ其ノ都度必ズ新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

### 第八章 懲戒

第四十五条 校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ズ

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第四十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ズ

第四十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及保証人ニ通知ス

### 附則

一、本則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
〔加筆・朱書〕  
一、本則改正ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 但シ本則改正ノ際現ニ在学スル生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外年額金三十円ヲ増徴シ各納期ニ金十円ヲ納付セシム

### 授業料収入増額ニ対スル費途予算調書

区分	年度	摘要
授業料増額	二十年度	一九、二九三〇
	二十一年度	三三、八三三〇
	二十二年度	三三、〇四〇〇

### 費途内訳

区分	年度	摘要
教職員増俸充当額	二十年度	五、八四七五
	二十一年度	一五、五七三五
	二十二年度	一五、五七三五
学校財政費充当額	二十年度	一四〇、四四六七五
	二十一年度	六七、二九五五
	二十二年度	八〇、五三七五
計	二十年度	一九、二九三〇
	二十一年度	三三、八三三〇
	二十二年度	三三、〇四〇〇

### 新入学学生生徒ノ授業料ニ関スル件

本年四月以降入学者ニ対シテハ学則一部改正申請中ニシテ近ク認可ノ見込ナル事ヲ公告シ既ニ改正授業料徴収済ナリ  
〔加筆〕  
〔抹消〕  
〔在学者ニ対シテ〕ハ増額申請中ナルコトヲ承知シ居レリ

〔注記〕

〔抹消〕  
〔加筆〕  
〔校学〕〔東専〕二八号

(注記2)

「2」

(注記3)

「往復掛/20・11・29/発送済」

(注記4)

「記録掛/20・11・21/受領」

(注記5)

「十七」(簿冊内件名番号)

(注記6)

「昭和二十年二月十九日/東京都教育局經由/教総収第三六〇号」

(注記7)

「文部省/昭20・2・22/東専28」

(注記8)

「20・2・5/教育局受付」

(注記9)

「印」

(注記10)

「印」

(注記11)

「印」

(注記12)

「印」

(注記13)

「印」

(下札)

④種別 わ一ノ四/聯繫 (加筆)レわ一ノ六、レわ一ノ六一二/登録追

加/件名 中央大学申請 (加筆)中央大学、中央大学専門部、中央工業  
専門学校 学則 (中)変更認可/番号 /結了年月日 昭二〇、(一)

一、二七 (加筆) 三二 / 保存年限 / 枚数

「自大13年5月至昭22年3月 中央大学 第5冊」  
文部省 3A.9-2.109